

港区立精神障害者地域活動支援センター条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立精神障害者地域活動支援センター	東京都港区高輪一丁目四番八号

(後略)

付則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(前略)

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立精神障害者地域活動支援センター	東京都港区浜松町二丁目六番五号

(後略)